特別償却不適用理由書

五 條 市 長　　殿

住所（所在地）

氏名（名称）

代表者職氏名

　固定資産税の課税免除（不均一課税）を受けるにあたり、要件とされている租税特別措置法第１２条又は第４５条の規定に基づく特別償却の適用については、次のとおり規定には該当していますが、２の理由により、これらの規定に基づく特別償却は行っていません。

１　該当する規定

□租税特別措置法第１２条第３項（第４５条第２項）の表の第１号

□租税特別措置法第１２条第３項（第４５条第２項）の表の第２号

□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２　特別償却を行わなかった理由

理由：